○ 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改 正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改

社法第三百三十一条第一項第二号(取締役の資格等)(同法第三百第十五条の二 法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)	附則	[第三編~第五編 略]	[第二款・第三款 略]	二百十一条の七十三の二)	第一款 少額短期保険主要株主(第二百十一条の七十一―第	第六節 株主	[第一節~第五節 略]	第十二章 少額短期保険業者の特例	[第一章~第十一章 略]	第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者	第一編 [略]	目次	改 正 後
[条を加える。]	附則	[第三編~第五編 同上]	[第二款・第三款 同上]	二百十一条の七十三)	第一款 少額短期保険主要株主(第二百十一条の七十一―第	第六節 [同上]	[第一節~第五節 同上]	第十二章 [同上]	[第一章~第十一章 同上]	第二編 [同上]	第一編 [同上]	目次	改正前

定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当た とする。 の選任等)において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で って必要な認知、 三十五条第一項(監査役の資格等)及び第四百二条第四項 判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (執行役

(株主総会参考書類

第十五条の三 略

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第百六条の二

法第百七十四条第六項の規定により読み替えて適用す

条第一項第二号(取締役の資格等)に規定する内閣府令で定める者 る会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要

な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者

第二百十一条の七十三の二 主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者とする。 ハ

①に規定する内閣府令で定める者は、 法第二百七十二条の三十三第一項第二号 精神の機能の障害により株

(株主総会参考書類)

第十五条の二

[条を加える。]

[条を加える。]

い者等) (心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができな

[条を加える。]

第二百十四条の三 は、 とができない者とする。 令で定める者は、精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適 正に行うに当たって必要な認知、 法第二百七十九条第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要 法第二百七十九条第一項第五号に規定する内閣府 判断及び意思疎通を適切に行うこ

い者等) (心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができな な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第二百十九条の三 法第二百八十九条第一項第五号に規定する内閣府 令で定める者は、 とができない者とする。 正に行うに当たって必要な認知、 精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適 判断及び意思疎通を適切に行うこ

要な認知、 者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必 法第二百八十九条第一項第九号イ(1)に規定する内閣府令で定める 判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するこ

とができない者)

[条を加える。]

第 一百三十九条の二 法第三百八条の二第一項第四号イに規定する内

閣府令で定める者は、 を適切に行うことができない者とする。 る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、 精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係 判断及び意思疎通

、割合の算定

当該申請をしようとする者が次条第 送付した場合には、 等を交付し、 に係るものに限る。 号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異 ばならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一 法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなけれ 解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第三百八条 次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約 有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面 に規定する業務規程をいう。以下同じ。)の内容についての異議の 一百三十九条の二の二 一第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別 七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容 一項に規定する保険業関係業者 (合理的な理由が付されたものに限る。) を述べた法第二条第四 同項の申請をしようとする者に対して業務規程 又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は 最も遅い日。 以下単に 法第三百八条の二第一項第八号の割合の算 「保険業関係業者」という。)の数を 第二百三十九条の四において同じ (当該申請により法第三百八条の 項第二号に規定する業務規程 (同項第七号

[条を加える。

割合の算定

第 申請をしようとする者が次条第一 項に規定する保険業関係業者 掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議 らないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に 第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容 において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除 並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面 定する業務規程をいう。以下同じ。)の内容についての異議の有 した場合には、最も遅い日。 交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付 るものに限る。 合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた法第二条第四十二 三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければな に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第三百八条の七 一百三十九条の二 項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係 同項の申請をしようとする者に対して業務規程 以下単に 法第三百八条の二第一項第八号の割合の算定 「保険業関係業者」という。) 第 (当該申請により法第三百八条の二第 一項第二号に規定する業務規程等を 一百三十九条の四において同じ。) (同項第七号に規 の数を当該 (法第 (次条

う。)の数で除して行うものとする。
第二百三十九条の五第二項において「全ての保険業関係業者」とい。)に金融庁長官により公表されている保険業関係業者(次条及び

(保険業関係業者に対する意見聴取等)

るところにより、説明会を開催してしなければならない。 ある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めの内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議が第二百三十九条の三 法第三百八条の二第一項の申請をしようとする

集の便を考慮して定めること。 説明会を開催する日時及び場所は、全ての保険業関係業者の参

て「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。 た書面及び業務規程(次条及び第二百三十九条の五第二項においの説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載し説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初一 当該申請をしようとする者は、全ての保険業関係業者に対し、

二 [略]

「イ〜ハ

に掲げる事項の全てを記載しなければならない。2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての保険業関係業者の説明会への出席の有無

。)の数で除して行うものとする。百三十九条の五第二項において「すべての保険業関係業者」というに金融庁長官により公表されている保険業関係業者(次条及び第二

(保険業関係業者に対する意見聴取等)

第二百三十九条の三 [同上]

参集の便を考慮して定めること。説明会を開催する日時及び場所は、すべての保険業関係業者

三同上

に掲げる事項の<u>すべて</u>を記載しなければならない。 2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、

次

すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての保険業関係業者の説明会への出席の有無

二 全ての保険業関係業者の意見書の提出の有無

回・五 略

を添付するものとする。 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けた全ての意見書

(指定申請書の添付書類)

第二百三十九条の五 [略]

法第三百八条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるもの

は、次に掲げる書類とする。

一全ての保険業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等一第二百三十九条の三第一項第二号の規定により全ての保険業関

した年月日及び方法を証する書類

_ [略]

3 法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類

は、次に掲げる書類とする。

[一~四 略]

署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号口に該五、役員が法第三百八条の二第一項第四号口に該当しない旨の官公

当しない者であることを当該役員が誓約する書面)

[六~九 略

別紙様式第4号(<u>第15条の3</u>関係)

三 すべての保険業関係業者の意見書の提出の有無

[四・五 同上]

3 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けたすべての意見

(指定申請書の添付書類)

書を添付するものとする。

|百三十九条の五 [同上]

第

2 同上

関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等第二百三十九条の三第一項第二号の規定によりすべての保険業

付した年月日及び方法を証する書類二すべての保険業関係業者に対して業務規程等を交付し、

三 同上

3 [同上]

[一~四 同上]

一人及び口に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号五 役員が法第三百八条の二第一項第四号イ及び口に該当しない旨

[六~九 同上]

別紙様式第4号 (<u>第15条の2</u>関係)

又は送

(日本産業規格A4)

(日本産業規格A4)

株主総会参考書類

[1~4 略]

(記載上の注意) [略]

株主総会参考書類

[1~4 同左]

(記載上の注意) [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

- 2 -